ク～コ　（略）

サ　グルコン酸カルシウムは、牛、めん羊、山羊及び鹿（以下「牛等」という。）並びに馬を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

シ～ト　（略）

⑶～⑸　（略）

2　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

（略）

第　1　欄	第　2　欄
（略）	（略）
馬、豚、鶏又はうずら	（略）
（略）	（略）

⑵～⑷　（略）

⑸　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア　（略）

イ　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1　この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2　この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ　確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は⑵のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1　この飼料は、牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2　この飼料は、牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3・4　（略）

5　動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴　動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア　（略）

ク～コ　（略）

サ　グルコン酸カルシウムは、牛、めん羊、山羊及びしか（以下「牛等」という。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

シ～ト　（略）

⑶～⑸　（略）

2　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

（略）

第　1　欄	第　2　欄
（略）	（略）
豚、鶏又はうずら	（略）
（略）	（略）

⑵～⑷　（略）

⑸　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア　（略）

イ　確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1　この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2　この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ　確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は⑵のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1　この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2　この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3・4　（略）

5　動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴　動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア　（略）